

(偶数月検針地区の皆様へ)

4月から奈良県広域水道企業団による水道サービスがはじまります！

令和7年4月より、三郷町の水道事業は奈良県及び県内26市町村で構成する奈良県広域水道企業団へ事業統合いたします。この統合に伴い水道料金・サービス等が統一化されるため、主な変更点についてお知らせします。

■ 新料金に変わります（4月検針分から）

<上水道「新料金表」>

1ヶ月あたり（円：税抜）

口径	基本料金	従量料金（1㎡あたり）						
		1～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～500	501～
13mm	390	85	147	184	242	300	358	416
20mm	870							
25mm	1,440							
30mm	2,170							
40mm	3,920							
50mm	6,830							
75mm	15,530							
100mm	28,690							

※経過措置
統合後5年間は、現行料金と新料金を比較して低い方の料金が適用されます。

※下水道使用料は変更ありません。

■ お支払い周期が変わります（4月検針分から）

毎月の請求から2ヶ月に1回（2ヶ月分まとめて）の請求に変わります。

■ 口座振替日が変わります（口座振替ご利用の方）

4月以降、毎月月末から奇数月の27日に変わります。
また残高不足等で振替ができなかった場合、翌月15日に再振替を行います。
（いずれも土日祝日の場合は翌営業日となります。）

※今回の検針票では2月分の振替予定が「令和7年4月末」と表記されますが、4月27日が日曜日のため、「4月28日」になります。

※4月検針から新検針票となるため、1月分の領収情報が印字されません。通帳でご確認いただくか、収納済証明書等が必要な場合は別途ご連絡をお願いします。

<移行イメージ図>

奈良県広域水道企業団に統合

使用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	以降
偶数月 検針 地区	11月分 請求 口座振替日 1月末	12月分 請求 2月末	1月分 請求 3月末	2月分 請求 4月28日	3月分 4月分 請求 5月27日	5月分 6月分 請求 7月27日	7月分 請求	検針・請求 以降2か月毎に

*納付書払いの方は記載された納期限をご確認ください。

【お願い】 お客様の氏名に旧字体などの外字体が含まれる場合、個別に対応していましたが、奈良県広域水道企業団の新システムでは対応できないため、外字の取扱を終了します。検針票や納付書などの書類は類似文字になりますので、ご理解とご了承をお願いします。

三郷町 水道課
TEL 0745-43-7361